

## 死亡届にかかる市役所での手続について

このたびは、大変ご愁傷様でございます。心からお悔やみ申し上げます。  
ご家族のご逝去に伴う手続について、完全予約制の「おくやみ窓口」を開設しています。  
下記 QR コードまたはお電話にて、希望日の2日前までにご予約ください。

水曜日夜間窓口での手続は、お電話にてご予約ください。

- ◆ご予約のない場合は、再度別日にお越しいただくこともございますのでご了承ください。
- ◆葬儀等を終わられて落ち着いた後（1週間程度経過後）の日をちにご予約ください。
- ◆戸籍謄本への死亡事項の記載は、死亡届出後1週間程度かかるためすぐには交付できません。

おくやみ窓口  
予約フォーム→



【電話予約】榛原庁舎国保年金課 Tel0548-23-0023  
【予約受付時間】午前8時15分～午後5時  
(土日、祝日、年末年始 12/29～1/3を除く)

項 目	持ち物	担当課 (問い合わせ先)
マイナンバーカード、住民基本台帳カードの手続(交付を受けていた方)	マイナンバーカード 住民基本台帳カード	市民課 榛原窓口係 (榛原庁舎2F) Tel0548-23-0021
印鑑登録証の返却 (印鑑登録をしていた方)	印鑑登録証(カード)	
未支給年金の請求手続 (国民年のみ加入、受給していた方)	①国民年金証書 ②請求者の預金通帳 ③請求者のマイナンバー確認書類 ④お越しになる方の本人確認書類	国保年金課 (榛原庁舎2F) Tel0548-23-0023
遺族年金の請求手続 ※必要書類を市役所で取得していただいた後、 島田年金事務所にて手続きをしていただきます	⑤委任状(直系親族以外の方がお越しになる場合は、戸籍謄本等の申請に必要です) ⑥戸籍謄本等の手数料	島田年金事務所 Tel0547-36-2211
葬祭費支給の請求手続 (国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入していた方)	①国保(後期)被保険者証 ②喪主名義の預金通帳 ③喪主であることが分かるもの (葬儀の会葬礼状又は葬祭費用の請求書・領収書等) ※認印(喪主口座以外に振込希望の方・スタンプ印不可)	国保年金課 (榛原庁舎2F) Tel0548-23-0023
相続人の代表者の届出(保険料の還付等) 下記のいずれかに該当する方 (介護保険に関係する方) (国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入していた方) (固定資産を所有していた方)	①介護保険(後期)被保険者証 ②相続人の預金通帳 ※認印(相続人代表口座以外に振込希望の方・スタンプ印不可)	固定資産について 税務課 (榛原庁舎3F) Tel0548-23-0035

(裏面もご覧ください)

## 下記項目について該当の方は、直接担当課にてお手続きください

項 目	持ち物	担当課 (問い合わせ先)
水道使用者変更・所有者変更の手続	持ち物は特にありません	水道課 Tel0548-23-0081
水道料金、税金の口座振替関係の手続	通帳届出印(スタンプ不可)	
障害者手帳(身体・精神・療育)をお持ちの方	障害者手帳	さざんか1F 社会福祉課 障害者支援係 Tel0548-23-0072
重度障害者(児)医療費助成金受給者の方	①受給者証 ②相続人の預金通帳	
障害福祉サービスをご利用の方	障害福祉サービス受給者証	
特別障害者手当受給者の方	担当課にお問い合わせください	
特別児童扶養手当受給者の方		
児童手当を受給している方	担当課にお問い合わせください	さざんか2F 子ども子育て課 Tel0548-23-0071
こども医療費助成を受けている方		
児童扶養手当受給者の方		
ひとり親家庭等医療費助成受給者の方		
戦傷病者手帳をお持ちの方	①戦傷病者手帳 ②未使用の乗車券引換証 (お持ちの方)	さざんか1F 社会福祉課 地域福祉係 Tel0548-23-0070
生活保護受給中の方	担当課にお越しください	さざんか1F 福祉相談課 生活支援係 Tel0548-23-0078
農地の相続の届出 (相続により農地の権利を取得した方)	担当課にお問い合わせください	農林水産課 相良庁舎2F Tel0548-53-2618
森林の相続の届出 (相続により森林の権利を取得した方)	担当課にお問い合わせください	お茶特産課 相良庁舎2F Tel0548-53-2621
不動産を所有していた方(相続登記)	静岡地方法務局藤枝支局に お問合せください	静岡地方法務局 藤枝支局 Tel054-641-1158